



様式第7号（第8条関係）

有住環第8号
令和8年4月1日

佐賀県杵島郡江北町大字下小田3305番地1
株式会社 イワフチ
代表取締役 岩淵 慶太 様

有田町長 松尾 佳昭



一般廃棄物収集運搬業許可証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項（第7条の2第1項）の規定により、
次のとおり許可します。

1 事業の範囲

- （1） 業務の内容 一般廃棄物収集運搬業
- （2） 取り扱う一般廃棄物の種類 事業系一般廃棄物

2 業務の区域 有田町内

3 許可の期限 令和10年3月31日

4 許可の条件

- ①事業にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、有田町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例、その他関係法令を遵守すること。
- ②取り扱う一般廃棄物は、有田町内の一般廃棄物とする。
- ③搬入先については、原則、有田町リサイクルプラザ・さが西部クリーンセンター・その他町が指定する施設へ搬入すること。
- ④町外の一般廃棄物を有田町内に持ち込まないこと。
- ⑤有田町内の一般廃棄物（再生物を除く）を、さが西部クリーンセンター以外に持ち出さないこと。
- ⑥実績報告書を毎月15日までに適正に報告すること。
- ⑦町が指示する事項については、速やかに対応すること。
- ⑧上記各号に違反した行為が生じた場合、警告したにもかかわらず、なお、継続して違反行為が生じたときは、当該許可を取り消すことができる。

5 変更等の状況